

【事案 24-155】契約内容変更請求

・平成 25 年 6 月 26 日 裁定終了

＜事案の概要＞

契約の仕組図に「新介護定期特約等自動更新」と記載されていたため、誤認したとして、「介護保障定期保険特約」を「新介護保障定期保険特約」での更新、もしくは既払込保険料の返金を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 14 年 5 月に契約（平成 24 年 5 月に更新）した定期付積立型介護保険について、平成 22 年 1 月頃に転換契約を勧められた。その際、資料の既契約の仕組図に「新介護定期特約等自動更新」と記載されていたため、新介護保障定期保険特約で自動更新できるものと思い、転換しなかった。よって、仕組図に記載のとおり、①既契約に付加されている「介護保障定期保険特約」を「新介護保障定期保険特約」での更新（請求 1）、もしくは②既払込保険料を返還してほしい（請求 2）。

＜保険会社の主張＞

下記のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、平成22年1月頃に転換契約を勧められた際に、「介護保障定期保険特約」が「新介護保障定期保険特約」に更新されることは了知していた。
- (2) 申立人は、平成24年5月更新の際に、上記同様に「介護保障定期保険特約」が「新介護保障定期保険特約」に更新されことを了知の上で更新手続を行った。

＜裁判の概要＞

裁判審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁判書にその理由を明記し、裁判手続を終了した。

(1) 申立人の主張の法的整理

請求 1 を、契約の更新に当たって、従前の「介護保障定期保険特約」を「新介護保障定期保険特約」に変更して更新することの合意が成立したことを主張するものと解し、請求 2 を、契約の更新に当たって、従前の「介護保障定期保険特約」は「新介護保障定期保険特約」として更新されるものと誤信していたので、要素の錯誤による更新契約の無効を主張するものと解し、判断する。

(2) 請求 1 について

①平成 24 年 4 月付「更新内容確認・請求書」を自ら作成しているが、同書面の「契約内容」欄には「介護保障定期保険特約」との記載があるが、申立人は、事情聴取において、更新の数か月前に、保険会社のコールセンターに電話をし、「『更新した場合に、「介護保障定期保険特約」が「新介護保障定期保険特約」に自動的に更新されるのか』と質問したところ、担当者から、『それは間違いだ』との回答を得た」と述べている。さらに、申立人は、事情聴取において、「更新の際には、従来の「介護保障定期保険特約」が、更新により「新介護保障定期保険特約」にならないことを分かっていたのではないか」との質問に対し、「分かっていた」とも述べている。

②申立人は、募集人から、「新介護保障定期保険特約」を含む「定期付新積立型介護保険」への転換を勧められながら、これを断り、従来の保険契約（定期付積立型介護保険）を更新している。

(3) 請求 2について

①前述のとおり、申立人は、従来の「介護保障定期保険特約」が「新介護保障定期保険特約」にならないことを分かりながら、募集人から勧められた「定期付新積立型介護保険」（「新介護保障定期保険特約」を含む）への転換を断り、従来の保険契約の更新を選択しており、錯誤は存在しない。

②申立人は、パンフレットには「介護保障定期保険特約」が「新介護保障定期保険特約」として更新されると誤解を招く記載があったと主張するが、そこには「この仕組図はイメージ図であり、ご契約に係わる全ての保障内容を記載したものではありません」との記載もある上、そもそも、申立人は、従来の契約を更新するだけでは、従来の「介護保障定期保険特約」が「新介護保障定期保険特約」にならないことを分かりながら更新しているため、いずれにしても錯誤は存在しない。

(4) 上記の事実により、請求 1 は申立人と保険会社との間で「新介護保障定期保険特約」に変更して更新する合意が成立したと認める余地がなく、請求 2 は申立人に錯誤は存在しない。